

保険契約の解除に関する 日仏比較の可能性

松 田 真 治

- I. はじめに
- II. 検証1：解除の効果
- III. 検証2：告知義務違反
- IV. 検証3：危険増加
- V. 補足—保険事故後の解約権・解約理由提示義務
- VI. おわりに—日本法への示唆を得るための課題

I. はじめに

保険者の解除権について、日本法とフランス法の比較を試みるのは甚だ難しい。その大きな要因は、解除権のメニューが異なることである。近時、比較法研究の手掛かりとなるものが現れた。宮島司（編著）『逐条解説保険法』（弘文堂、2019年）である。同書は、日本の保険法の逐条解説であるが、諸外国の条文との対応関係を明示しようとした点に大きな特色があるといえる。対応する諸外国の条文へのアクセスを容易にするという点では、今後の比較法研究に大きな手掛かりを残すものと評価できよう。しかし、そこでの記述が正確なのかは、検証の余地があり、それは今後比較法を行う我々に課された責務であろう。

本稿は、前述の書籍でなされた記述の検証を行うことを主たる目的

としている。そこで、まず、前提となる解除の効果に関する記述の検証を行った後に（Ⅱ．検証1）、告知義務違反について検証し（Ⅲ．検証2）、次に、危険増加について検証する（Ⅳ．検証3）。検証は、まず、検証対象となる記述を引用し、検証すべき点を整理することから始める。次いで、検証過程では、当該条文・問題に関わる我が国における先行研究を整理する。そして、仏語文献をベースに当該条文・問題に関わる事柄を整理する。最後に、検証結果を検証すべき点に答える形で提示する。また、フランス法には、保険事故発生後の解約権という制度と保険者の解約理由提示義務という制度があり、保険契約からの保険者の解放と消費者保護について、無視できないように思われるので、これも扱うこととしたい（Ⅴ．補足）。最後に、フランス法の研究が日本法へ示唆を与えうるかどうかを検討し、今後の課題を提示する（Ⅵ．おわりに）。

なお、本稿は、上記の検証を主目的としており、基本的にはその目的を達成する範囲で検討を行っており、すべての論点を網羅的に取り扱っているわけではないことをお断りしておく。

Ⅱ．検証1：解除の効果

1．検証の対象

岩井勝弘は、保険法31条の解説において、「ドイツ保険契約法において、解除の効力を将来効とする規定および告知義務違反解除に伴う免責の規定は見当たらない」⁽¹⁾と述べ、「フランス保険法典においても、解除の効力を将来効とする規定は見当たらない。免責についてはL.113-1条2項を置いている。」⁽²⁾と述べる。

そこで、①解除の効力を将来効とする規定はないのか、②免責についてはL.113-1条2項という理解でよいか、の2点を検証する。

2. 検証

(1) 先行研究

フランス保険法における解除について、全般的に検討したものはいないように思われる。

他方で、免責については、すでに多くの研究がなされているところである。現在の保険法典の前身であった1930年7月13日付法（以下「1930年法」という。）については、大森忠夫による逐条解説（大森[1941]）があり、フランス保険法に関する研究の出発点といっても過言ではなかろう。このことは、後述する告知義務・危険増加にも共通することである。1930年法12条は、現行保険法典 L.113-1条と基本的には同じである⁽³⁾。L.113-1条は、保険者の責任に関するものであり、1項で、危険除外条項（日本法でいうと免責条項）の有効性要件を定め、2項で、法定除外事由を定めている。我が国の先行研究としては、一本稿とは直接関係のない自殺・故殺を除くと一、主に以下のものがある。まず、1項の危険除外条項の要件（明確性・限定性）に関する山野嘉朗の研究（山野[2007] 66-98頁〔初出：2005年〕）がある。次に、2項の法定除外事由については、盛んに検討がされているところである。危険の除外の立証責任についての研究として、加瀬幸喜の研究（加瀬[1983]）がある。山野は、故意の解釈や第三者による保険事故招致の問題に関する研究（山野[2007] 182-237頁〔故意の解釈についての論文の初出は1998年・2004年であり、第三者による保険事故招致に関しては、2006年・2007年〕）を出発させた。松田真治は、山野の研究に追随し、危険除外の要件である「*faute intentionnelle ou dolosive*」の意味（とくに、*faute dolosive*）について研究（松田[2013a]、松田[2013b]、松田[2014a]）を行うほか、第三者による保険事故招致に関する研究（松田[2014b]）も行った。さらに、山野は、近時の判例を分析し、L.113-1条1項・2項の研究をアップデートしている（山野[2020]）。また、保険者が保険給付義務を負わないという効果を持つという点ではL.113-1条の危険の除外と共通するものの、区別を要する概念として、失権がある。これに

については、鈴木辰紀の研究（鈴木 [1977]）、加瀬の研究（加瀬 [1992]）があり、その後、損害の不実申告の問題における失権に関して、松田の研究（松田 [2015]）や山野の研究（山野 [2019]）が公表されている。

（2）解除の効力と免責について

ア．解除の効力について

フランス保険法典における「*la résiliation*」という語自体が、そもそも将来効を有する解除を意味する用語であるから⁽⁴⁾、改めて規定する必要はないといえる。以下本稿では、区別を明確にするために、「解約」と呼ぶこととする⁽⁵⁾。

後述するように、フランス法における「故意」の告知義務違反・危険増加通知義務違反の制裁は、契約の無効である（L.113-8条）。この無効と解約とは、遡及効の有無が異なる⁽⁶⁾。ただし、危険増加通知義務違反の場合の無効は不正行為（*fraude*）のあった時からしか効力を生じないので、解約に類似すると指摘されている⁽⁷⁾。

イ．免責について

まず、すでに先行研究でも指摘されているが⁽⁸⁾、フランス保険法では、除外（*exclusion*）と失権（*déchéance*）を区別する必要がある。どちらも保険者は保険給付義務を負わないので、日本語では免責という表現で間違いとまではいえないようにも思われる。ただ、フランス法について語る上では、区別すべきである。岩井の掲げる L.113-1条は除外を定めており、同条1項は保険者の一般的な保険給付義務を定めると同時に、除外条項の有効要件を定める規定であり、同条2項は日本法でいうところの故意免責を定める規定である⁽⁹⁾。

また、フランス法における、故意の告知義務違反・危険増加通知義務違反の効果は、後述するように、契約の無効であり（L.113-8条）、それゆえに責任を負わないのであって、L.113-1条が出る余地はない。

3. 検証の結果

(1) 解除の効力を将来効とする規定はないのか？

解除の効力を将来効とする規定自体は存在しない。しかし、「la résiliation」という用語自体が、将来効を有する解除を意味するものであるから、改めて規定する必要がないものと思われる。また、故意の告知義務違反・危険増加通知義務違反については、日本法では将来効を有する解除であるが、フランス法では契約の無効であり、将来効を有する解除がなされる場面が同じではないことに注意を要するといえる。

(2) 免責についてはL.113-1条2項という理解でよいか？

L.113-1条2項は日本法でいうところの故意免責を定める規定であって、将来効を有する解除に伴う免責を定めた規定ではないので、解除の文脈で当該条文を示すことは適切ではない⁽¹⁰⁾。では、解除に伴う免責はどうなっているのかというと、遡及効を有する契約無効によって対処しているといえる。そのため、契約無効に加えて免責を問題とする余地はない。

Ⅲ. 検証2：告知義務違反

1. 検証の対象

(1) 告知義務について

李鳴は、保険法37条の解説において、保険法典L.113-2条1項2号を参照し、「告知義務者は保険契約者と被保険者とされ、告知義務の性質は、告知書による質問応答義務である。告知事項は保険契約引受危険に関する事実である」⁽¹¹⁾と述べる。

(2) 告知義務違反について

李は、保険法55条の解説において、次のように述べる。まず、告知

義務違反の効果に関して、「国によって異なるが、契約の解除または解約はドイツの立法例（ドイツ保険契約法19条2項・3項）、契約の解約はフランスおよびスイスの立法例（フランス保険法典 L.113-9条2項、スイス……）、契約の取消しはイタリアの立法例……である」⁽¹²⁾と述べる。次に、「告知義務違反効果の発生要件について、多くの立法例では告知義務違反のみでなく、過失または重過失も必要とされる（……フランス保険法典 L.113-9条1項……）が、過失または重過失が必要とされない立法例もある（スイス保険契約法6条1項前段）」⁽¹³⁾と述べる。続いて、「諸外国では、過失または重過失の有無、そして保険事故の発生が契約解除等行使の前後を区分して保険者の支払責任を全額免責とするかどうか規定されている（……フランス保険法典 L.113-9条2項・3項……）。契約解除等行使の前に発生した保険事故について、過失または重過失による告知義務違反がある場合には、保険者の保険金給付義務を全額免責とする。ただし、保険事故の発生と告知義務違反との間に因果関係が存在しない場合には保険者は給付義務を免れないとされる（……フランス保険法典 L.113-9条2項……）。契約解除等行使の後に発生した保険事故、また過失または重過失のない場合については、保険料の割増変更か比例減額をして保険金が支払われて契約を継続する（フランス保険法典 L.113-9条3項……）、といういわゆるプロ・ラタ主義が採用されている。」⁽¹⁴⁾と述べる。最後に、「契約解除権の除斥期間を設けている立法例は、ドイツ……があり、保険者の告知義務違反の知等による阻却事由を設けている立法例は、……フランス保険法典 L.191-4条……がある。」⁽¹⁵⁾と述べる。

(3) 検証すべき点の整理

検証すべき点は次の点である。①フランスにおける告知義務違反の制裁の要件は「過失または重過失」なのか、②フランスにおける告知義務違反の効果は「解約」なのか、③保険事故の発生と契約解除権行使の前後関係で全額免責となるかが変わるのか、④保険者の告知義務

違反の知等による阻却事由を設けている立法例としてフランス保険法典 L.191-4条を示すのは妥当なのか、である。

2. 検証

(1) 先行研究

1930年法は、15条1項2号で告知義務について定め、同法21条・22条にその違反の効果を定めていた。このような構造自体は、保険法典となっても変わらない (L.113-2条1項2号で告知義務について定め、L.113-8条・L.113-9条にその違反の効果を定めている。)

我が国におけるフランスの告知義務違反制度の先行研究としては、主として、大森による逐条解説 (大森 [1941])、鈴木による1930年法制定前後の研究 (鈴木 [1969])、山野による保険法典下での研究 (山野 [2007] 134-141頁 (初出: 1998年)、山野 [2015]) がある。また、人保険における他保険契約の告知・通知義務に関する笹本幸祐の研究 (笹本 [1994]) がある。

(2) フランスにおける告知義務違反制度の概要

まず、条文の構造から確認をしておこう。L.113-2条1項2号は、「保険者が、とりわけ契約締結時に用いる危険に関する告知書において、その引受危険を保険者に評価させるのに適した事情⁽¹⁶⁾について、保険者が尋ねた質問に対して正確に回答すること」⁽¹⁷⁾を保険契約者⁽¹⁸⁾に義務付けている⁽¹⁹⁾。そして、告知義務違反の要件・効果については、L.113-8条及びL.113-9条が規定している⁽²⁰⁾。以下では、これらを区分して述べる。

ア. 故意の告知義務違反

L.113-8条1項は、「一般の無効原因のほかに、かつL.132-26条の規定を留保して、保険契約者・被保険者側の故意の不告知もしくは不実告知の場合に、その不告知または不実告知が危険の目的を変更した

は保険者の危険の評価を低くさせるときは、保険契約は無効となり、たとえ保険契約者・被保険者により不告知の危険または不実告知がなされた危険が保険事故に影響を及ぼすものではなかったときも同様である。」⁽²¹⁾と定める。

(ア) 要件

L.113-8条1項の要件としては、①不告知または不実告知があること⁽²²⁾、②故意によるものであること、③不告知・不実告知が危険の目的又は保険者のリスクに関する評価を変更したことである⁽²³⁾。ここでは、差し当たり、L.113-9条との関係で重要な故意のみについて言及しよう。「故意」とは、原文では *intentionnelle* (故意の) であるが、これは *la mauvaise foi* (悪意) と同じであり、保障を受ける目的で保険者を騙す (*tromper*) 意思を有していたことであると説明される⁽²⁴⁾。

(イ) 効果—無効

この条文の効果は「無効」であって、将来に向かって契約を解消するものではない。この契約無効は遡及効を有するので、保険者は、被保険者に対し、すでに発生した保険事故について支払われた保険金の返還を求めることができる⁽²⁵⁾。保険契約を無効とした場合には、支払済み保険料の返還が生じるのではないかという問題が生ずるが、フランス法は L.113-8条2項において、「この場合に、既払保険料は、保険者に帰し、保険者は損害賠償として支払期日の到来したすべての保険料の支払を請求することができる。」⁽²⁶⁾と定めている。L.113-8条の定める契約無効は、同条2項のような処理を行う点で、特殊な無効である。この規定は、一種の民事罰 (*peine privée*) と捉えられている⁽²⁷⁾。

(ウ) 因果関係不存在特則の不採用

L.113-8条1項が定めるように、故意の告知義務違反の場合、その告知義務違反対象事実と保険事故の発生に因果関係がなくても、保険契

約は無効である。この点は、同条と文言を同じくする1930年法21条について、大森が「日商法第六四五条と異なる所である」⁽²⁸⁾と指摘しているところである。

イ. 悪意が証明されない告知義務違反

L.113-9条1項は、「悪意が証明されない保険契約者・被保険者側の不告知または不実告知は、保険契約の無効を来さない。」⁽²⁹⁾と定めている。そして、この場合の告知義務違反の効果は、告知義務違反の証明と保険事故発生の前後関係によって区分される。

(ア) 保険事故発生前に告知義務違反が証明された場合 (L.113-9条2項)

この場合、保険者には保険料増額による契約継続か解約するかという選択権がある。契約継続には保険契約者の承諾が必要である。解約するには、保険契約者宛に通知を行い、危険負担していない部分の既払保険料を返還する必要がある⁽³⁰⁾。

(イ) 保険事故発生後に告知義務違反が証明された場合 (L.113-9条3項)

この場合、「危険が完全にかつ正確に告知されていたならば支払われるべき保険料率に対する既払の保険料率の割合により、保険金が減額される」⁽³¹⁾。このような処理は、比例減額原則と呼ばれる⁽³²⁾。この処理は、不実告知された事情が危険の実現に影響を及ぼさなかったとしても適用されると解されている⁽³³⁾。その理由は、歪められたのは保険の技術的な均衡であり、比例減額原則はそれを回復させるものだからであるとされる⁽³⁴⁾。

保険者が告知義務違反を認識した後に、保険事故が発生し、その後保険者が保険契約の解約あるいは継続を決定した場合⁽³⁵⁾に、L.113-9条の比例減額支払がなされるかが問題となる⁽³⁶⁾。L.113-9条3項は保険事故後に告知義務違反が証明されたことを要件としているので、文言上は、適用対象外となりそうである。しかし、解約も新しい同意ももは

や不可能であるから、保険事故後に証明された場合と同一視するのが妥当とする判決があるようである⁽³⁷⁾。Kullmann は、保険事故後に証明された場合には、本条による比例減額支払がなされるが、それは解約権や保険料増額権の実行を阻害しないという⁽³⁸⁾。保険者は、契約の維持又は解約をする権利を有するが、解約権については、保険事故発生前に告知義務違反が発覚 (découverte) した場合について解約権を認める L.113-9条 2 項や保険契約が保険事故後の解約条項を含むときに R.113-10条において基礎づけられ得ると指摘する⁽³⁹⁾。R.113-10条の解約権については、後述する (V 1)。

なお、L.113-8条による無効の主張しかなされていない場合において悪意が否定されたことのみをもって比例減額支払が導かれるわけではなく、保険者が明確に主張していることを要するとされている⁽⁴⁰⁾。

ウ. L.191-4条の適用範囲と同条の廃止

まず、李が挙げる L.191-4条について検討することにしよう。L.191-4条は、「保険者が不告知の危険もしくは不実告知がなされた危険を知っている場合、保険者が自己の保障範囲を変更しない場合、または、保険者が発生した事故の影響を受けずにいる場合、解約及び L.113-9条の適用による減額はできない。」⁽⁴¹⁾と定めていた。先行訳文に対する疑問についてはあまり本質的ではないので、注で解説したものを参照されたい。ここで第 1 に指摘したいのは、この条文が、バ・ラン県、オー・ラン県・モーゼル県にしか適用されないものであることである⁽⁴²⁾。したがって、この規定をフランス法の規定として一般化するのは不適切である。第 2 に、この条文は、憲法院 2014 年 9 月 26 日判決によって憲法 (平等原則) 違反であるとされ⁽⁴³⁾、2014 年に廃止されていることを指摘しておく⁽⁴⁴⁾。

エ. 告知義務違反の制裁の阻害事由

では次に問題になるのは、それでは告知義務違反の制裁を阻止する

ものは何もないのかという点である。

(ア) 2年の消滅時効

1930年法においては、故意の告知義務違反に対する無効主張は、保険者が告知義務違反を知った日から2年の消滅時効にかかるものとされていた(1930年法25条)⁽⁴⁵⁾。現在も、L.114-1条1項・2項1号により2年の消滅時効にかかる⁽⁴⁶⁾。

(イ) 保険者の知

保険者又はその代理人(mandataire)が告知義務違反を知っていることは、制裁主張の放棄と解釈され得る⁽⁴⁷⁾。実務的に問題となり得るのが、保険契約者の代理人である仲介人(un courtier)と保険者の代理人である保険総代理人(un agent général d'assurance)による告知義務違反事実の知についてであるとされる⁽⁴⁸⁾。この点、フランス法における保険仲介人等に関する検討が十分ではないので、あまり詳細に述べることはできず、今後の検討課題としたい。ここでは差し当たり、保険者による告知義務違反事実の知が制裁放棄となりうると解されていること—また、これは条文によるものではないこと—を確認するにとどめておく。

(ウ) 保険者による黙示の制裁放棄⁽⁴⁹⁾

明確な行動によって、保険者が契約を履行する意図を表明するときに、黙示の放棄があるとされる⁽⁵⁰⁾。条文上明確なものとしては⁽⁵¹⁾、保険者による訴訟提起が挙げられる(L.113-17条)⁽⁵²⁾。このほかに、保険者のどのような行動が黙示的放棄に該当するのかは、ヨリ詳細な検討が必要であると思われるが、解約と無効主張との関係で2つ紹介しておく。故意の告知義務違反がある場合に保険事故後に保険者が保険契約を解約することは、L.113-8条の無効主張の放棄とはならないとする判決がある⁽⁵³⁾。また、後述する危険増加通知義務違反の場面ではあるが、留保

なくなされた L.113-4条による保険者の解約は、それだけでは、L.113-8条に基礎を置く無効主張の放棄に当たらないとする判決がある⁽⁵⁴⁾。

(エ) 不可争条項（明示的放棄） — L.113-9条の主張放棄

Lambert-Faivre et Leveneurによれば、フランスの保険者は、契約締結後あるいは一定期間経過後は危険の告知義務違反の主張を放棄する旨の条項をしばしば設けているとされる⁽⁵⁵⁾。この条項は、善意の告知義務違反の場合の L.113-9条による削減払の困難性を回避するものであるが、故意の告知義務違反の場合にこれを適用することは公序に反するので、不可争条項は故意の告知義務違反を理由とする契約無効の障害とはならないと解されている⁽⁵⁶⁾。

3. 検証結果

(1) フランスにおける告知義務違反の制裁の要件は「過失または重過失」なのか？

フランス法は、故意の告知義務違反と故意以外の告知義務違反についての定めを置いている（L.113-8条・L.113-9条）。そのため、告知義務違反の制裁要件として、「過失または重過失」を挙げるのは不適切であり、また、「故意または重過失」であっても不適切である。

(2) フランスにおける告知義務違反の効果は「解約」なのか？

フランス法では、故意の告知義務違反と故意でない告知義務違反という区分がなされ、前者の効果は契約の「無効」である（L.113-8条1項）⁽⁵⁷⁾。後者の場合は、告知義務違反が保険事故発生前に証明されたときには、保険者に解約権が認められる（L.113-9条2項）。

(3) 保険事故の発生と契約解除権行使の前後関係で全額免責となるかが変わるのか？

複雑であるので、いったん整理すると、フランス法で全額免責とな

るのは、故意の告知義務違反がある場合だけであり、因果関係不存在特則は採用されていない (L.113-8条1項)。そして、保険事故の発生との前後関係が問題となるのは、告知義務違反の証明である。保険事故発生前に告知義務違反が判明した場合には、新保険料提示権と解約権が付与され (L.113-9条2項)、保険事故発生後に告知義務違反が判明した場合には、比例減額支払がなされる (同条3項)。

改めて、李の解説を見てみよう。「①契約解除行使の前に発生した保険事故について、過失または重過失による告知義務違反がある場合には、保険者の保険金給付義務を全額免責とする。ただし、保険事故の発生と告知義務違反との間に因果関係が存在しない場合には保険者は給付義務を免れないとされる (……フランス保険法典 L.113-9条2項……)。
②契約解除等行使の後に発生した保険事故、また過失または重過失のない場合については、保険料の割増変更か比例減額をして保険金が支払われて契約を継続する (フランス保険法典 L.113-9条3項……)、といういわゆるプロ・ラタ主義が採用されている」(①②は筆者が付した。)⁽⁵⁸⁾。

過失が故意の誤りであったと仮定すると、①で述べられているのは、「故意の告知義務違反があり、解除前に保険事故が発生していた場合」であって、それは L.113-8条1項によって契約無効であるから、保険者は全額免責である。ただ、因果関係不存在特則は採用されていないので、①の後半は誤りであろう (L.113-9条2項に因果関係の文言はないが、どこから導出したのであろうか)。

②で述べられている状況というのは、「故意による告知義務違反がない場合に、解約した後に発生した保険事故」についてであろうか。そうであれば、解約している以上そもそも保険者は責任を負わないことになる。そうではなく、「故意による告知違反がない場合に、当該事実が判明した後に発生した保険事故」についてであるとすれば、比例減額支払がなされることと解されている。

諸外国の法制度を総括して、解説することに無理があり、フランス法では採用されていない区分でフランス法を整理したことにより、解

説が難解になっているのであろう。

(4) 保険者の告知義務違反の知等による阻却事由を設けている立法例としてフランス保険法典 L.191-4条を示すのは妥当なのか？

L.191-4条は、適用される地理的範囲が限定的な規定であり、また、2014年に削除されているので妥当ではない。保険者による制裁の放棄の問題として処理している。

IV. 検証3：危険増加

1. 検証の対象

岩井は、保険法29条の解説において、「フランス保険法典では、危険の増加に関してL.113-4条を設けるのみである。危険増加があっても契約を失効させず、保険者の解約権行使に委ねている点は日本の保険法、ドイツ保険契約法と共通している。」⁽⁵⁹⁾と述べ、保険法56条の解説において、「フランス保険法典L.113-4条は生命保険契約には適用されない」⁽⁶⁰⁾と述べ、そして、保険法85条の解説において、「フランス保険法典L.113-4条は非海上損害保険および人保険に共通の規定であるが、疾病保険（被保険者の健康状態に変化がみられる場合）には適用されない」⁽⁶¹⁾と述べる。

ここでは、危険の増加に関する規定がL.113-4条のみであるか否かを検証することにする⁽⁶²⁾。

2. 検証

(1) 先行研究

1930年法は、15条1項3号で危険増加通知義務を定め、同法17条で詳細を定めていた⁽⁶³⁾。このような構造は、保険法典にも受け継がれ、L.113-2条1項3号が危険増加通知義務を定め、告知がなされた場合の処理についてはL.113-4条によることになる。なお、危険増加通知義務

違反の制裁は、告知義務違反と同じく、L.113-8条・L.113-9条によることになる。

危険増加に関しては、竹瀆修による道德危険と危険増加に関する論文（竹瀆 [1987]）がある。竹瀆は、旧商法656条の危険増加に道德危険の増加が含まれるかを検討する際に、フランス法を参照し、「フランスの有力説および判例によれば、危険加重による契約無効を定めた規定は道德危険の加重に対しても適用される。しかも、この契約の無効は保険契約者が不正行為をしたときから生じ、遡及効を持たないと解釈されている。」⁽⁶⁴⁾とする。その後、大塚英明が、危険状態の免責と危険増加の関係について、フランス法の研究（大塚 [1990]）を行っている⁽⁶⁵⁾。これらの研究成果を検討する上で若干注意を要する点がある。それは、1989年12月31日付法の改正である（1990年5月1日施行）⁽⁶⁶⁾。これによって、L.113-4条の内容が若干変化している⁽⁶⁷⁾。現行法は、1989年改正によるものであり、笹本の翻訳は現行法である。

（2）フランスにおける危険増加通知義務制度の概要

ア．危険増加通知義務

L.113-2条1項3号は、「契約期間中に、結果として危険を増加させ、または新たな危険を生ぜしめる事情、および、とりわけ本条第2号の告知書において、保険者に対してなされた回答を不正確または効力のないものにする新たな事情について通知すること」⁽⁶⁸⁾を保険契約者・被保険者に義務付けている。

イ．危険増加通知義務が正しく履行された場合の処理

L.113-4条1項は、契約期間中の危険増加が通知された場合の保険者の選択権について述べている。同条1項は、保険者に保険契約の解約権と新保険料額提示権を認めているが、保険者の選択肢としては、3つあるとされる。すなわち、①当初の条件での契約維持、②新条件での契約継続、③契約の解約である⁽⁶⁹⁾。①当初の条件で契約が維持され

るのは、危険増加がわずかである場合や商業上の理由による場合であるとされる⁽⁷⁰⁾。②③については、L.113-4条1項・2項に定めがある。まず、②より高額な保険料と引換えにのみ保険契約を締結したであろう場合には、一付保可能であることが前提となるが一、保険者は新保険料を提示することができる(同条1項)。保険契約者側には、これを承諾するかしないかの選択権があるが、「提示から30日以内に、保険者の提示に保険契約者が応じないとき、または新たな提示額を明確に拒絶したときには、保険者は、提示書面中に明確な文字をもって記載することにより、その解約権を保険契約者に通知した場合に限り、契約を解約することができる」⁽⁷¹⁾(同条2項)。③保険者が契約しなかったであろう危険増加の場合には、保険者は解約することができる(同条1項)。この解約は、「その告知より10日後にしか効力を生じず、その場合においては保険者は、危険を負担しなかった期間に対する保険料部分または掛金部分を保険契約者に返還しなければならない」⁽⁷²⁾(同条2項)。この保険料返還は、保険料可分の原則 (le principe de la divisibilité des prime) によるものであるとされる⁽⁷³⁾。保険者は、危険増加通知を受けた後に、「特に保険料の継続した受領、または保険事故発生後に保険金を支払うことにより保険契約継続につき同意の意思を示したときは、保険者は、もはや危険の増加を主張することはできない」⁽⁷⁴⁾(同条3項)。このルールは、告知義務違反の場合と同じ制裁放棄に関するものであり、危険増加については明文化されている。

ウ. 危険増加通知義務違反の場合の処理

危険増加通知義務違反がなされた場合の処理は、告知義務違反の場合と基本的には同じである。すなわち、故意の危険増加通知義務違反の場合には、L.113-8条が適用され、そうでない危険増加通知義務違反の場合には、L.113-9条が適用される⁽⁷⁵⁾。ただし、故意の危険増加通知義務違反の場合の契約無効については、無効の範囲に、注意を要する。故意の危険増加通知義務違反の場合の制裁は、契約の当初からの無効

ではなく、不正行為 (fraude) の時からの契約無効であると考えられている⁽⁷⁶⁾。このことから、解約との類似性が指摘されており、また、保険契約者の不正行為の前に生じた保険事故は保障されたままであるとされる⁽⁷⁷⁾。

エ. 通知遅滞による失権

L.113-4条は、「契約条項に定めがある場合といえども、本条第3号……に規定する期間に遅滞した通知に対する失権は、保険者がその通知の遅滞によって損害を被ったことを証明するときのみ、被保険者に対抗することができる。」⁽⁷⁸⁾と定める。保険事故後の被保険者のフォートに対する制裁が厳密な意味での失権であるのに対し、本条の定める失権はそうではなく⁽⁷⁹⁾、契約無効という厳しさが悪意という困難な立証を前提としていることと善意の場合における比例減額原則による適切な調整という伝統的な制度と比べると、危険の通知が遅れた場合の失権は柔軟でも公平でもなく、死文化することが望ましいといった指摘⁽⁸⁰⁾がなされている。

3. 検証結果

危険の増加に関する規定が L.113-4条のみであるという説明は、「危険増加が正しく通知された場合の処理については、L.113-4条を設けるのみ」という範囲では妥当である。しかし、保険契約者に義務を課す L.113-2条1項3号と危険増加通知義務違反の場合の L.113-8条・L.113-9条も存在することに注意を要する。

V. 補足—保険事故後の解約権・解約理由提示義務

1. 保険事故後の解約権

フランス保険法典には、保険事故発生後の解約権についての定めが存在している。R.113-10条は、保険証券に記載されていることを要件に、

保険事故発生後の解約権を保険者に対して認め（1項）、同時に、保険契約者に対して、同一保険者との他の保険契約を解約する権利を認めている（2項）⁽⁸¹⁾。この保険事故後の解約権（la résiliation après sinistre）は、証明に成功しなかった保険詐欺（意図的な保険事故招致・損害の不正な誇張）を保険者が疑うときに利用されるものであるとされる⁽⁸²⁾。また、当初の判断よりも実際には大きいリスクであり、契約の評価について保険者の錯誤がある場合にも利用されるようである⁽⁸³⁾。もっとも、保険者が保険事故発生後に解約をしても、解除効果発生前に生じた保険事故については補償の対象となる⁽⁸⁴⁾。フランス法では、除外や失権が適用されない場合であっても、保険事故発生後の契約関係からは離脱するという道が認められているといえよう。

2. 解約理由提示義務

2014年3月17日付法第2014-344号（La loi Hamon）⁽⁸⁵⁾によって、保険法典にL.113-12-1条が追加された。同条は、「本編〔第1編：契約〕において定められた場合又はL.113-12条第1項〔契約で定めた解約権〕の適用による場合において、保険者が事業活動外の自然人をカバーする保険契約を一方的に解約するときは、保険者は、その理由を提示しなければならない。」⁽⁸⁶⁾と定めている。保険契約が消費者契約であることを前提に⁽⁸⁷⁾、保険者に理由提示義務を課している。消費者保護のために導入されたルールのようなものであるが、新しい保険者を探すときに、告げられた解約理由が被保険者の邪魔をするかもしれないということで、消費者保護になっていないのではないか⁽⁸⁸⁾とも疑問視されているようである。

本条の適用対象となる解約は、前掲した条文訳にもあるように、「本編（présent livre）」すなわち、「RIVRE PREMIER LE CONTRAT」（第1編：契約）を指すことは明らかなのであるが、前述した保険事故後の解約（R.113-10条）にも適用されるかという問題—フランス保険法典の構造に由来する問題であるので、この議論は日本法には何ら示唆を

もたらさないとするが、⁽⁸⁹⁾が提起されている。保険法典は、法律の部 (L)・命令の部 (R)・アレテの部 (A) という3つの部で成り立っており⁽⁹⁰⁾、同じ「第1編：契約」といっても部が異なるために問題となる。この問題を提起した Fabrice Leduc は、2つの解釈論を提示している。一つは、L.113-12-1条が法律の部 (L) の「第1編：契約」のみを対象とするものであり、保険者は理由提示義務を負わないという、保険者に有利な解釈である。もう一つは、法律の部 (L)・命令の部 (R) が統合された一つの「第1編：契約」があり、R.113-10条は L.113-12-1条のいう「本編」に属するから、保険者は理由提示義務を負うという解釈である⁽⁹¹⁾。Leduc は、以上の技術的な論拠は決定的ではなく、裁判官は法政策的な選択から逃れられないだろうと述べ⁽⁹²⁾、保険事故後の解約権が新しい訴訟の火種となり得るだろうと述べる⁽⁹³⁾。この点、L.113-12-1条が R.113-10条に適用されることを前提に、保険事故の発生が解約にとって十分な理由となると考えるべきか、あるいは、追加的な理由が必要かと問う者もいる⁽⁹⁴⁾。この者は解答を示していないので、今後注目すべき点となろうか。

VI. おわりに—日本法への示唆を得るための課題

これまで、解除の効果、告知義務違反、危険増加についてのフランス法の先行解説の検証を行ってきた。以下では、そのまとめも兼ねて、告知義務違反と危険増加についての日仏の対比を行い(1)、日本法への示唆があり得るのかを検討する(2)。本稿での検討が、日仏比較法の一助となれば幸甚である。

1. 日本法とフランス法

告知義務違反解除と危険増加解除について概観し(法令名は省略する。)、若干の日仏比較コメントを付す。なお、簡略化のため、ここでは損害保険契約を差し当たり前提として述べる。

(1) 告知義務違反解除

ア. 日本法

保険契約者又は被保険者になる者は、損害保険契約を締結するに際し、損害保険契約によりてん補することとされる損害の発生の可能性(危険)に関する重要な事項のうち保険者になる者が告知を求めたものについて、事実の告知をしなければならない(4条:告知義務〔質問応答義務〕)。保険者は、保険契約者又は被保険者が、告知事項について、故意又は重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、損害保険契約を解除することができる(28条1項:解除権)。ただし、一定の場合には、保険者は、損害保険契約を解除することができない(同条2項柱書)。すなわち、①保険者の知・過失による不知(1号)、②保険媒介者による告知妨害(2号)、③保険媒介者による不告知・不実告知教唆(3号)である(もっとも、②③については、保険媒介者の行為がなかったとしても告知義務違反がなされたと認められる場合には適用されない〔同条3項〕)。また、告知義務違反による解除権は、保険者が解除の原因があることを知った時から1箇月間行使しないときは、消滅し、また、損害保険契約の締結の時から5年を経過したときも、消滅する(同条4項:期間制限)。

損害保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を有する(31条1項:将来効)。保険者は、告知義務違反解除をした場合には、解除がされた時まで発生した保険事故による損害をてん補する責任を負わない(同条2項1号本文:免責効)。ただし、告知義務違反の対象事実に基づかずに発生した保険事故による損害については、保険者はてん補責任を負う(同号但書:因果関係不存在特則)。

イ. フランス法

フランス法においても、告知義務は質問応答義務である(L.113-2条1項2号)。告知義務違反の制裁は、まず、主観的要件の点で、日本法と異なる。フランス法は、故意とそれ以外に分類し、故意による告知義

務違反の場合には契約を無効とする (L.113-8条)。そして、故意でない告知義務違反の場合には、契約が無効とならないことを前提に (L.113-9条1項)、保険事故発生と告知義務違反の発覚の前後関係により規律を分ける。すなわち、保険事故発生前に告知義務違反が発覚した場合、保険者には、新保険料を提示して契約を継続するか、保険契約を解約するかという選択権が与えられる (同条2項)。他方、保険事故発生後に告知義務違反が発覚した場合、比例減額支払がなされる (同条3項)。

ウ. コメント

故意による告知義務違反の場合には、全額免責 (というより契約無効であるので、そもそも無責)、しかも因果関係不存在特則の不採用という厳しい制裁が課される一方、故意でない告知義務違反については、契約の事後的調整 (保険料増額・解約/減額支払) といった手段が採用されている。期間制限については、明文の規定が存在するものの (L.114-1条)、日本の保険法28条2項に定められた解除権阻害事由のような規定はなく、保険者による制裁放棄の問題として整理・検討されているようである。フランスで議論されているものの多くは、保険法28条2項各号 (保険者の知・告知妨害・不告知教唆) に収斂していくのかもしれない。仮にそうであれば、日本法の定めは明確さの点で成功しているといえよう。フランス法特有の問題として、本稿が扱っていないのは、例えば、悪意の立証と告知義務違反の立証の問題である。これらの立証の難易次第では、L.113-8条の制裁の厳しさの評価は変わり得るだろう。

(2) 危険増加解除

ア. 日本法

損害保険契約の締結後に危険増加 (告知事項についての危険が高くなり、損害保険契約で定められている保険料が当該危険を計算の基礎として算出され

る保険料に不足する状態になることをいう。)が生じた場合において、保険料を当該危険増加に対応した額に変更するとしたならば当該損害保険契約を継続することができるときであっても、保険者は、次のいずれの要件にも該当する場合には、当該損害保険契約を解除することができる(29条1項柱書)。その要件は、①当該危険増加に係る告知事項について、その内容に変更が生じときは保険契約者又は被保険者が保険者に遅滞なくその旨の通知をすべき旨が当該損害保険契約で定められていること(1号:通知義務の定め)、と②保険契約者又は被保険者が故意又は重大な過失により遅滞なく①の通知をしなかったこと(2号:通知義務違反)である。保険者が解除の原因があることを知った時から1箇月間行使しないときは、消滅し、また、危険増加が生じた時から5年を経過したときも、消滅する(同条2項・28条4項:期間制限)。

損害保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を有する(31条1項:将来効)。保険者は、危険増加解除をした場合には、解除に係る危険増加が生じた時から解除がされた時まで発生した保険事故による損害をてん補する責任を負わない(同条2項2号本文:免責効)。ただし、当該危険増加をもたらした事由に基づかずに発生した保険事故による損害については、保険者はてん補責任を負う(同号但書:因果関係不存在特則)。

イ. フランス法

保険契約者・被保険者は、契約期間中に、危険を増加させる事情・新たな危険を生じさせる事情の通知義務を負う(L.113-2条1項3号)。引受範囲外またはより高額な保険料でなければ引き受けなかったであろう危険増加があった場合、保険者には解約権と新保険料提示権が与えられる(L.113-4条1項)。この新保険料の提示に保険契約者が応じない場合には、保険者は契約を解約することができる(同条2項)。保険者が危険増加の通知を受けた後に、保険契約継続についての同意の意思を示したときは、保険者は、危険増加を主張できなくなる(同条3

項)。通知義務違反があった場合の処理は、告知義務違反と同じく、L.113-8条とL.113-9条によることになる。すなわち、故意の通知義務違反の場合には、契約は無効となり（L.113-8条1項）、故意以外の通知義務違反の場合には、契約は無効とならない（L.113-9条1項）。保険事故発生前に通知義務違反が発覚した場合、保険者には、新保険料を提示して契約を継続するか、保険契約を解約するかという選択権が与えられる（同条2項）。他方、保険事故発生後に通知義務違反が発覚した場合、比例減額支払がなされる（同条3項）。

ウ. コメント

日本の保険法29条は、引受可能範囲外となる危険増加については規定していない⁽⁹⁵⁾。また、危険増加が通知された後の保険者側の手続についても規定はない。約款の規定で対処しているから問題はないというのも一つの考え方ではあるが、立法をする場合には、フランス法は一つの参考となるかもしれない。もっとも、本稿は危険増加について、一告知義務もであるが一、十分に詰めて検討しているわけではない。不十分な点は多々あり、今後の検討課題としたい。例えば、竹瀆[1987]や笹本[1994]で検討されてきた主観的事実の告知・通知についての検討である。後述する、日本でいう重大事由解除がフランスでは危険増加解除等で代替されているという仮説を検証するためには、この点を詳細に検討する必要があるだろう。また、故意の危険増加通知義務違反の無効の効果の起算点について、十分に理解できているとはいえない。先行研究でも不正行為の時とされているのであるが、具体的には、いつを指すのであろうか（故意の不通知の場合等）。日本の保険法では、危険増加が生じた時から解除がされた時まで発生した保険事故による損害が免責対象となるが、フランスとは異なるように思われ、今後明らかにしていきたいと考えている。

2. 今後の課題—日本法への示唆は見いだせるのか？

(1) プロ・ラタ的処理について

フランス法では、保険事故発生後に故意以外の告知義務違反・危険増加通知義務違反が明らかとなった場合、L.113-9条による比例減額支払がなされる。日本では、保険法制定時に採用されなかったが、契約の均衡—保険料と危険負担（保険金支払）の関係—の事後的調整という観点からすると、今後も研究対象とされるべき制度であろう。ただ、このような処理は加入者側の期待を裏切るものと思われる側面もある。この点について参考となり得るのが、制裁の放棄に関する議論—とくに、保険者の行動による黙示的制裁放棄—ではなかろうか。L.113-9条の処理とあわせて、その適用除外についての研究も必要となろう。

(2) 保険事故後の解約権について

R.113-10条が定めるような、保険事故の発生のみを解約事由とする保険事故発生後の解約権を日本法に導入すべきか。しかし、告知義務違反解除・危険増加通知義務違反解除・重大事由解除というように、保険法特有の解除権については、解除事由を限定している日本法とは相いれない⁽⁹⁶⁾。仮に日本法にそのまま直輸入すると、重大事由がなくても解除できるが、保険者による解約権の濫用の防止という問題が生じてしまう。そうすると、重大事由解除の要件が厳しく、不正目的を有する可能性のある加入者との契約をなかなか解消できないという問題が社会問題化しない限り、このような解約権を導入するべきではないだろう。

(3) 解約理由の説明義務？

保険者による一方的な保険契約解除の意思表示に、説明義務を課すべきなのかどうか。実務上、解除の理由を説明しているものと思われるが、これを義務付ける意味があるであろうか。フランス法がこのような L.113-12-1条を導入した背景について、ヨリ詳細な検討が必要で

あるように思われるが、フランス法が比較的容易に保険者に解約権を認めていることの副産物のように思われる。我が国のように、解除事由を限定している国では、あえてこのような義務を課す必要はないと思われる。実務上、解除事由を解除時に説明しているのであればなおさら、新たな義務を導入する必要はないと思われる⁽⁹⁷⁾。

(4) 日本法における重大事由解除に相当するもの？

日本の保険法は、3つの重大事由を定め、保険者に将来効を有する解除権を与え、当該事由が生じた時から解除がされた時までに発生した保険事故による損害については、保険者はてん補責任を負わないこととしている(30条・31条)。フランス法には重大事由解除に相当する明文の規定はないが、そうすると、日本法で重大事由とされるものがあつた場合に、どのようにして保険者を契約関係から解放するか、また、どのようにして保険給付義務を免れさせるのかが問題となる。

以下、差し当たり、仮説を述べることにして、今後の検討課題としたい。

ア. 仮説1：危険増加の問題として処理している

告知・通知義務の対象に主観的事情が含まれると解されているため、この主観的事情如何によっては、道徳危険に関する問題について、L.113-8条による制裁をもって対処することが可能であり、これによって対処しているのかもしれない。契約無効による契約関係から解放と保険給付義務からの解放の両方が達せられるからである。仮にそうであれば、重大事由解除といったものを改めて規定する必要性がないことになる。

イ. 仮説2：除外・失権と解約権を組み合わせて対処している

保険事故発生後に、不正請求が疑われる場合、免責(除外・失権)の主張と共に、保険事故発生後解約権(R.113-10条)を行使することが考

えられる。この場合、免責と解約は無関係であるので、免責が否定されても解約は否定されない。この解約権の要件が保険事故の発生のみであるとする、容易に契約関係から解放されることになる（解約理由提示義務が課されるとすると、ややハードルは上がるのかもしれないが。）。この仮説では、容易な解約と厳格な免責が分離されることになる。

ウ. 仮説3：年次解約権⁽⁹⁸⁾によって対処している

本稿では直接の検討対象としていなかったが、保険契約は、1年の期間満了後に解約することができる（L.113-12条⁽⁹⁹⁾）。このような解約権があれば、日本でいう重大事由解除に相当するものがなくても、これで契約関係から解放されるのではないかと考えられる⁽¹⁰⁰⁾。なお、この解約権も、解約理由提示義務の対象である（L.113-12-1条）。

エ. 統合された仮説

以上の仮説は、併存しうる。保険金支払義務を免れたい保険者は、危険の除外（L.113-1条〔例：故意の事故招致〕）、失権条項、L.113-8条の契約無効の適用を主張する。これらのうち、契約からの解放を効果とするのはL.113-8条のみであるので、契約からの解放を望む保険者は、保険事故後の解約権、年次解約権の主張も行うことになる。そうすると、L.113-8条を除いては、免責と解約は分離され、免責が認められない場合でも、契約からは解放され得るということになる⁽¹⁰¹⁾。これらの解約権と免責効の制度がすでに存在していることから、フランスでは、日本法の重大事由解除のようなものを改めて規定する必要がないのではないだろうか。

<参考文献一覧>

新井＝金岡 [2008]：新井修司＝金岡京子『ドイツ保険契約法（2008年1月1日施行）』（日本損害保険協会＝生命保険協会、2008年）

大塚 [1990]：大塚英明「保険契約における危険状態の免責と危険の増加」長濱洋一ほか（編）『現代保険法海商法の諸相』（成文堂、1990年）483

頁以下

- 大森 [1941] : 大森忠夫『仏蘭西商法〔I〕 保険契約法』(有斐閣、1941年)
- 加瀬 [1983] : 加瀬幸喜「フランス法における保険金支払い免脱事由の立証責任—破毀院1980年10月判決を機縁として—」判タ507号 (1983年) 206頁以下
- 加瀬 [1992] : 加瀬幸喜「フランス法における被保険者の失権について」大東法学2巻1=2 (1992年) 51頁以下
- 小町谷 [1952] : 小町谷操三「生命保険契約における不可争約款について」大隅健一郎(編)『竹田先生古稀記念 商法の諸問題』(有斐閣、1952年) 373頁以下
- 笹本 [1994] : 笹本幸祐「フランスの人保険における他保険契約の告知・通知義務」文研論集108号 (1994年) 103頁以下
- 笹本 [2006] : 日本損害保険協会=生命保険協会『ドイツ、フランス、イタリア、スイス保険契約法集』(日本損害保険協会=生命保険協会、2006年) [笹本幸祐: フランス]
- 笹本 [2011] : 笹本幸祐「フランス保険法の現状分析」保雑615号 (2011年) 167頁以下
- 柴崎 [2017] : 柴崎暁「借主保険の期中解約とHAMON法の適用—破毀院第1民事部判決2016年3月9日<フランス企業判例研究>—」比較法学51巻2号 (2017年) 343頁以下
- 洲崎 [2009] : 洲崎博史「保険契約の解除に関する一考察」法学論叢164巻1=6号 (2009年) 219頁以下
- 鈴木 [1969] : 鈴木辰紀「フランスの告知義務制度について」同『火災保険研究』(成文堂、1969年) 173頁以下
- 鈴木 [1977] : 鈴木辰紀「損害保険契約における『失権』について」同『損害保険研究』(成文堂、1977年) 213頁以下
- 生命保険文化研究所 [1999] : 生命保険文化研究所『生命保険用語仏和辞典(99改訂版)』(生命保険文化研究所、1999年)
- 瀧 [2015] : 瀧久範「ヨーロッパ契約法原則及び共通参照枠草案(ヨーロッパ不当利得法原則)における不法原因給付規定」香川法学35巻1=2号 (2015年) 109頁以下
- 竹瀆 [1987] : 竹瀆修「被保険者の道德危険と危険の増加」近法35巻3=4号 (1987年) 85頁以下
- 中村ほか [2012] : 中村絃一ほか(監訳)『フランス法律用語辞典』(三省堂、第3版、2012年)
- 萩本 [2009] : 萩本修(編著)『一問一答 保険法』(商事法務、2009年)
- 潘 [2006] : 日本損害保険協会=生命保険協会『ドイツ、フランス、イタリア、スイス保険契約法集』(日本損害保険協会=生命保険協会、2006年) [潘阿憲: スイス]

- 潘 [2017] : 潘阿憲「ドイツ保険契約法上のプロ・ラタ主義と告知義務違反」
 保雑637号 (2017年) 53頁以下
- 松田 [2013a] : 松田真治「フランス保険法における *faute dolosive* (1)」関
 法63巻1号 (2013年) 153頁以下
- 松田 [2013b] : 松田真治「フランス保険法における *faute dolosive* (2・完)」
 関法63巻2号 (2013年) 98頁以下
- 松田 [2014a] : 松田真治「フランス保険法における保険事故招致に関する故
 意の拡張論」生保論集186号 (2014年) 179頁以下
- 松田 [2014b] : 松田真治「法人契約における保険事故招致免責」生保論集
 189号 (2014年) 127頁以下
- 松田 [2015] : 松田真治「保険金詐欺請求への法的制裁」生保論集193号
 (2015年) 225頁以下
- 宮島 [2019] : 宮島司 (編著)『逐条解説保険法』(弘文堂、2019年)
- 三宅 [2022] : 三宅新「重大事由解除は解約要件と免責要件を分離すべきで
 ある—危険増加法理の検討に基づく解釈論—」生保論集220号 (2022年)
 133頁
- 山下 [2007] : 山下友信「告知義務・通知義務に関する立法論的課題の検討」
 江頭憲治郎先生還暦記念『企業法の理論 (下巻)』(商事法務、2007年)
 383頁以下
- 山下 [2022] : 山下友信『保険法 (下)』(有斐閣、2022年)
- 山野 [2007] : 山野嘉朗『保険契約と消費者保護の法理』(成文堂、2007年)
- 山野 [2011] : 山野嘉朗「憲法的価値理念と保険関連法規—フランスにおけ
 る QPC (合憲性に関する優先問題) 判例および男女別両立制度に関す
 る EU 司法裁判所2011年3月1日判決を中心に—」生保論集177号 (2011
 年) 1頁
- 山野 [2015] : 山野嘉朗「フランス保険契約法をめぐる近時の諸問題」生保
 論集190号 (2015年) 1頁
- 山野 [2017] : 山野嘉朗「フランス・ベルギー保険契約法—憲法規範・条約
 規範の影響—」保雑637号 (2017) 83頁
- 山野 [2019] : 山野嘉朗「保険事故内容の不実申告と制裁—フランスの最新
 判例を機縁とする比較法的考察—」損保研究81巻2号 (2019年) 1頁
- 山野 [2020] : 山野嘉朗「保険契約の免責条項と法規制—近時のフランス判
 例の分析を中心に—」生保論集210号 (2020年) 1頁以下
- ABRAVANEL-JOLLY [2020] : ABRAVANEL-JOLLY (S.), *Droit des
 assurance*, Ellipses, 3^e éd., 2020
- AYNÈS [2004] : AYNÈS (L.), « Motivation et justification », RDC 2004, n°
 RDCO2004-2-067, p.555.
- BEIGNIER et BEN HADJ YAHIA [2021] : BEIGNIER (B.) et BEN HADJ
 YAHIA (S.), *Droit des assurances*, LGDJ, 4^e éd., 2021

- BIGOT [2014] : BIGOT (J.), *Traité de droit des assurances*, t.3, *Le contrat d'assurance*, sous la direction de BIGOT (J.), LDGJ, 2^e éd., 2014
- KULLMANN [2014] : KULLMANN (J.), *Traité de droit des assurances*, t.3, *Le contrat d'assurance*, sous la direction de BIGOT (J.), LDGJ, 2^e éd., 2014
- CHAGNY et PERDRIX [2018] : CHAGNY (M.) et PERDRIX (L.), *Droit des assurances*, LGDJ, 4^e éd., 2018
- CHAPUISAT [1974] : CHAPUISAT (F.), « La renonciation de l'assureur dans le cadre de la loi de 1930 », *RGAT* 1974, p.443
- CHAPUISAT [1993] : CHAPUISAT (F.), « La renonciation de l'assureur aux prérogatives du Code des assurances », *RGAT* 1993, p.483
- CORNU [2020] : CORNU (G.), *Vocabulaire juridique*, PUF, 13^e éd., 2020
- LAMBERT-FAIVRE et LEVENEUR [2017] : LAMBERT-FAIVRE (Y.) et LEVENEUR (L.), *Droit des assurances*, Dalloz, 14^e éd., 2017
- LEDUC [2008] : LEDUC (F.), *Traité du contrat d'assurance terrestre*, sous la direction de GROUDEL (H.), Litec, 2008
- LEDUC [2010] : LEDUC (F.), « La clause de résiliation après sinistre en péril ? », *RCA* n° 1, janv. 2010, étude 1.
- LEDUC [2014] : LEDUC (F.), « La loi Hamon et la résiliation du contrat d'assurance après sinistre : l'affrontement de deux logiques », *RDC*, décembre 2014, 111c7, p.676
- PIMBERT [2019] : PIMBERT (A.), « Renonciation à la nullité du contrat d'assurance pour fausse déclaration intentionnelle du risque : tout est affaire de circonstances... », *RGDA* 2019 nov., 116x2, p.22

- (1) 宮島 [2019] 406頁 [岩井勝弘]。ドイツ法は本稿の直接の対象ではないが、仏独の比較という観点からは、確認しておいた方がよいかもしれない。VVG19条2項・3項は、告知義務違反が「故意又は重大な過失」によるか否かで規律を分けており、「故意又は重大な過失」による告知義務違反の効果は、解除であるが、そうでない告知義務違反の場合、解除権は排除され、保険者には解約権が与えられるとしている（新井＝金岡 [2008] 13頁 [金岡京子] 参照）。VVG19条2項の解除権は、Das Rücktrittesrecht であって、同条3項の解約権は Das Kündigungsrecht である。仮に用語によって、将来効・遡及効の区別がなさているのであれば、日本法のように解除の効力を将来効と定める必要性はない（この点は、フランスでもそうである）。仮に VVG19条2項が遡及効を有する解除であるならば、フランスの L.113-8条のいう契約無効と同じような規律であり、解除に伴う免責を改めて規定する必要はない。

- (2) 宮島 [2019] 407頁 [岩井]。なお、保険法59条及び88条については、

- 31条の解説を参照することとされているため、記述がない(宮島 [2019] 796頁・970頁〔岩井〕)。
- (3) 1930年法は、被保険者の故意による損害については、「反対の約定あるときと雖も (nonobstant toute convention contraire)」という文言(訳文については、大森 [1941] 40頁参照)があったが、現在のL.113-1条には存在しない。この文言が不要なものとされ、1981年に削除されたことについては、山野 [2007] 68頁参照。
- (4) CORNU [2020] p.907によれば、résiliation とは、「Résolution non rétroactive」(遡及的でない解除)である。
- (5) 笹本 [2006] II -13頁のL.113-3条における保険料不払についての解説で、「resilier は、遡及効ではなく将来効をともなう解除であるため、本法典の翻訳に関しては、すべて『解約』の語を用いた」と指摘されている。本稿もこれに従う。
- (6) BIGOT [2014] n° 1130,p.531は、契約の解約 (résiliation) が将来に向かっての契約終了をもたらすものであり、取消し (annulation) とは異なることを述べているが、そこでいう取消しについては、L.113-8条が引用されている。
- (7) ABRAVANEL-JOLLY [2020] n° 328,p.132.
- (8) 加瀬 [1983] 207頁以下。
- (9) なお、宮島 [2019] 407頁〔岩井〕が訳文を引用する笹本 [2006] II -11頁は、「faute intentionnelle ou dolosive」を「故意的もしくは詐欺的行為失態」と訳出しているが、「dolosive」を「詐欺的」と訳出することは、現在では支持されていないように思われる(松田 [2013b] 132頁以下、山野 [2020] 4頁以下)。
- (10) 岩井は、免責についてはL.113-1条2項があるということのみを示したかっただけかもしれない(解除に伴う免責の規定であると言っていない)。本稿で確認しておきたいのは、故意の事故招致が問題となるような場合は別として、L.113-1条2項が解除の場面で適用されることはなく、別の次元の規定であるということである。
- (11) 宮島 [2019] 466頁〔李鳴〕。なお、保険法4条及び66条については、37条の解説を参照することとされているため記述はない(宮島 [2019] 48頁、863頁〔李〕)。
- (12) 宮島 [2019] 744頁〔李〕。なお、保険法28条及び84条については、55条の解説を参照することとされているため記述はない(宮島 [2019] 353頁〔肥塚肇雄〕、951頁〔李〕)。
- (13) 宮島 [2019] 745頁〔李〕。李は「過失または重過失」と述べるが、「故意または重過失」であるように思われる(以下同じ)。なお、スイス法は主観的要件を不問としているような整理であるが、告知義務者が「知りもしくは知ることができた、……危険事実を不実に告知し、または黙秘した

場合」(潘 [2006] IV - 2 頁)の「不実に告知」と「黙秘」というのは故意・重過失を前提とした表現のようにも思える(他方で、主観的要素を不問とするという考え方もあり得なくはない)。しかし、この点については、本稿では検討することはできない。

- (14) 宮島 [2019] 745頁 [李]。
- (15) 宮島 [2019] 745頁 [李]。
- (16) 告知の対象となる事情には、客観的事情 (les circonstances objectives) と主観的事情 (les circonstances subjectives) とがある (LAMBERT-FAIVRE et LEVENEUR [2017] n° 363,p.283)。このことは、とくに道德危険の問題と関連して、すでに先行研究で紹介されていることである (竹濱 [1987]・笹本 [1994])。
- (17) 訳文は、笹本 [2006] II -11頁に依った。
- (18) 義務者である « assuré » の意味は、悩ましい。笹本 [2006] II -11頁は、「保険契約者・被保険者」としており、李はこれを前提に告知義務者をそのように解したようである。笹本 [1994] 115頁は、Lambert-Faivre (1992年)に出版された8版)の記述を参照し、本来は被保険者が主として告知義務を負うと考えるべきと述べる。LAMBERT-FAIVRE et LEVENEUR [2017] n° 1030,p.783でも、他人の生命の保険の場合は、「souscripteur」ではなく、「assuré」自身が義務者であるとしている。
- 山野 [2007] 134頁では、保険契約者としている。この点、CHAGNY et PERDRIX [2018] p.142は、L.113-2条1項2号・3号の義務者を « souscripteur » (保険契約者) と捉えているようである。しかし、他方で、3号については、「assuré」が新事情を知ったときから15日以内に通知する義務があることを述べている (CHAGNY et PERDRIX [2018] n° 248,p.144)。保険契約者が被保険者でない場合、被保険者が知った事情を保険契約者が通知する義務を負うという理解となろうか (つまり、いずれにせよ義務者は保険契約者の資格を有する者ということになろう)。山野 [2015] 14頁は、「あえて『保険契約者』という訳語に統一する」としているが、筆者も差し当たりこれに依拠し、保険契約者としている。
- (19) L.112-3条4項は、「契約の締結前に、保険者が保険契約者・被保険者に書面、とりわけ告知書により、またはその他の方法により質問する場合、保険者は一般的な文言で表現された質問が不正確な回答しか得られなかったという事実を援用してはならない。」(笹本 [2006] II - 9 頁) と定める (援用してはならないというより、援用することができないの方が原語に忠実であろう)。
- (20) これらの規定は、当事者の合意により変更することができない (L.111-2条)。この点を解説するものとして、例えば、KULLMANN [2014] n° 1348,p.649がある。
- (21) 訳文は、笹本 [2006] II -14頁に依った。

- (22) 本稿の主たる目的とは直接関係がないが、告知書の記載と告知義務違反に関連する破毀院混合部2014年2月7日判決 (Cass.ch.mixte,7 févr.2014,n° 12-85107) が注目される (この判決に触れるものとして、LAMBERT-FAIVRE et LEVENEUR [2017] n° 380,p.293,ABRAVANEL-JOLLY [2020] n° 312,p.121,BEIGNIER et BEN HADJ YAHIA [2021] n° 183,p.188がある。)。この判決については、すでに山野 [2015] 15頁以下で紹介・検討がなされている。
- (23) これらの3要件は、保険者が立証する必要がある (ABRAVANEL-JOLLY [2020] n° 317,p.124)。故意 (悪意) の立証の文脈で、善意は推定され (民法典2274条)、単なる不実告知が保険者を騙す意図の自動的な証拠となるわけではないと説明される (LAMBERT-FAIVRE et LEVENEUR [2017] n° 328,p.292, CHAGNY et PERDRIX [2018] n° 254,p.147)。「善意は常に推定され、悪意を主張する者がそれを立証する」と定める民法典2274条は、不動産の取得時効に関する部分に定められているものである。場面が異なり、同条が一般原則なのかは不明である。
- (24) ABRAVANEL-JOLLY [2020] n° 317,p.124. CHAGNY et PERDRIX [2018] n° 254,p.147は、「保険者に対して情報を隠す (dissimuler) 意図」と表現する。
- (25) LAMBERT-FAIVRE et LEVENEUR [2017] n° 381,p.295.
- (26) 訳文は、笹本 [2006] II -14頁に依った。なお、この規定は、生命保険契約には適用されない (同3項)。
- (27) LAMBERT-FAIVRE et LEVENEUR [2017] n° 382,p.295. 他方で、保険法由来の特殊制度ということではなく、民法由来の制度であるという理解も示されている。すなわち、BEIGNIER et BEN HADJ YAHIA [2021] n° 214,p.216は、「*nemo auditur propriam turpotudinem allegans*」が作用しているとしている。この法諺は、不当利得返還請求の遮断 (不法原因給付) に関連するフランス古法由来の原則のようである (瀧 [2015] 110頁参照)。ところで、告知義務違反主張と民法上の詐欺主張の関係について、問題が生ずる。L.113-8条は、一般の無効原因を排除していないように読める。L.113-8条ではなく、民法上の詐欺規定による無効主張が認められた場合、同条2項は適用されず、すべて返還の対象となりそうである。この点、Kullmannは、*nemo auditur...* という法諺が適用されない限りは、保険契約の遡及的消滅はすべての給付の返還をもたらすだろうとしている (KULLMANN [2014] n° 1365,p.659)。未だ検討をなしえていないが、詐欺無効を定めていた民法典旧1116条の適用を否定した判決 (Cass.2° civ.,3 juin 2010,n° 09-14876) があるようである (BEIGNIER et BEN HADJ YAHIA [2021] n° 213,p.214を参照。)
- (28) 大森 [1941] 68頁。なお、保険法制定前商法645条2項は、「保険者ハ危険発生ノ後解除ヲ為シタル場合ニ於テモ損害ヲ填補スル責ニ任セス若シ

既ニ保険金額ノ支払ヲ為シタルトキハ其ノ返還ヲ請求スルコトヲ得但保險契約者ニ於テ危険ノ発生カ其告ケ又ハ告ケサリシ事実ニ基ツカサルコトヲ証明シタルトキハ此ノ限ニ在ラス」(下線筆者)と定めていた。

- (29) 訳文は、笹本 [2006] II -14頁に依った。
- (30) L.113-9条 2項については、笹本 [2006] II -15頁参照。
- (31) 訳文は、笹本 [2006] II -15頁に依った。なお、潘 [2017] 54頁は「本来支払うべき保険料に対する割合に応じて保険給付額を削除するという比例減額原則(フランス保険法典 L113-8条・L113-9条)」とするが、厳密には L113-9条 3項の処理である。
- (32) 山下 [2007] 400頁、潘 [2017] 54頁。本条の処理を数式化しているものとして、山下 [2007] 399頁、LAMBERT-FAIVRE et LEVENEUR [2017] n° 385,p.297等がある。
- (33) ABRAVANEL-JOLLY [2020] n° 333,p.134, CHAGNY et PERDRIX [2018] n° 258,p.148.
- (34) ABRAVANEL-JOLLY [2020] n° 333,p.134.
- (35) この場合、解約前に保険事故が発生しているので、当該保険事故は補償されることが前提となる。
- (36) KULLMANN [2014] n° 1356,p.653.
- (37) KULLMANN [2014] n° 1356,p.653が引用する Cass.civ.1^{re}, 9 févr.1948, RGAT 1948,p.23. なお、Kullmann は、比例減額支払の条項を L.113-9条 2項と表現し (KULLMANN [2014] n° 1356,p.653)、解約・新保険料提示権の条項を L.113-9条 1項と表現しているようであり (KULLMANN [2014] n° 1363,p.658)、注意を要する。
- (38) KULLMANN [2014] n° 1356,p.653.
- (39) KULLMANN [2014] n° 1363,p.658. 他方、LAMBERT-FAIVRE et LEVENEUR [2017] n° 385,p.298は、「すべての保険事故の前に告知義務違反が判明するときに解約を選択し得る保険者は、保険事故後にそれが判明するときであればなおさら、解約をなしうる。たとえば、保険法典 R.113-10条に基づく保険事故後の解約条項を保険契約が明白に含んでいなくてもである。」としている。R.113-10条が保険事故後の解約について保険契約に定めることを条件に認めていることからすれば、条項がないのに解釈で解約権を認めてよいのかは疑問が残る。
- (40) LAMBERT-FAIVRE et LEVENEUR [2017] n° 385,p.297. この両条文の主張関係については、KULLMANN [2014] n° 1352,p.651 や BEIGNIER et BEN HADJ YAHIA [2021] n° 222,p.222等でも触れられている。
- (41) 訳文は、笹本 [2006] II -75頁に依った。しかし、この訳文にはやや疑問がある。原文は、次のものであった。

« Il n'y a pas lieu à résiliation ni à réduction par application de l'article

L. 113-9 si le risque omis ou dénaturé était connu de l'assureur ou s'il ne modifie pas l'étendue de ses obligations ou s'il est demeuré sans incidence sur la réalisation du sinistre. »

まず、「L.113-9条の適用による解約及び減額はできない」という訳文の方が内容的にも合致する。次にどのような場合についてなのかであるが、「不告知または不実告知がなされた危険が保険者に知られていたとき、当該危険が保険者の義務の範囲を変更しないとき、または、当該危険が保険事故の実現に影響を及ぼさないままであるとき」ではないだろうか。筆者は、「il」は「le risque」を指すと考えているが、笹本 [2006] は「l'assureur」と捉えているように思われる。したがって、筆者訳としては、「不告知または不実告知がなされた危険が保険者に知られていたとき、当該危険が保険者の義務の範囲を変更しないとき、または、当該危険が保険事故の実現に影響を及ぼさないままであるときは、L.113-9条の適用による解約及び減額はできない。」となる。

- (42) 章のタイトルに「Dispositions particulières aux départements du Bas-Rhin, du Haut-Rhin et de la Moselle en matière d'assurance générale」とあることから明らかであり、笹本 [2006] II -75頁にも「下ライン、上ラインおよびモーゼル県に固有の規定」と記載されている。
- (43) Cons.const.,26 sept.2014,QPC,n° 2014-414,RGDA 2014,p.552,note PELISSIER (A.). この判決に関しては、ABRAVANEL-JOLLY [2020] n° 333,p.134や BEIGNIER et BEN HADJ YAHIA [2021] n° 220,p.221で解説されている。なお、本判決は扱われていないが、保険法と QPC について検討するものとして、山野 [2011]・山野 [2017] がある。
- (44) 宮島 [2019] は、2009年の宮島の講座から出発し、2013年に出版することが決まったようであるから（宮島 [2019] はしがき ii [宮島司]）、執筆段階では同条が削除されていなかったのかもしれない。
- (45) この点につき、大森 [1941] 68頁参照。
- (46) LAMBERT-FAIVRE et LEVENEUR [2017] n° 393,p.302.
- (47) LAMBERT-FAIVRE et LEVENEUR [2017] n° 390,p.299.
- (48) LAMBERT-FAIVRE et LEVENEUR [2017] n° 390,p.299. なお、仲介人と保険総代理人という訳語については、生命保険文化研究所 [1999] 11頁・78頁に依った。
- (49) CHAPUISAT [1974] p.443と CHAPUISAT [1993] p.483は、主に、公序に基づく権利の放棄の可否が論じている（両論文は、扱う問題自体はほぼ同じであるが、1930年法を前提にするか、保険法典を前提にするのかの違いがある。）。その検討範囲は広範であるので、ここでは、L.113-8条の無効主張との関係についてのみ紹介しよう。L.113-8条の制裁は公序に基づくものであるので、無効主張を放棄すること、放棄を認めることがそもそも許されるのかが問題となる。CHAPUISAT [1993] p.487は、事前

の放棄 (renonciation anticipée) と事後の放棄 (renonciation a posteriori) に区別し、前者、すなわちあらかじめ無効主張権を放棄することは公序に反し違法であるが、後者、すなわち無効主張権取得後の放棄は適法であるという考え方を示している。この Chapuisat の論文の主張は、「公序に基づく権利の放棄は、原則として、禁止されていない」(PIMBERT [2019] p.22) と示す際にも用いられている。後述する不可争条項は、事前の放棄である。

- (50) LAMBERT-FAIVRE et LEVENEUR [2017] n° 392,p.301.
- (51) 後述する危険増加通知義務については、危険増加通知後の保険料継続受領と保険事故発生後の保険金支払が保険者の主張を制限するものとなることが明文で記載されている (L.113-4条3項)。
- (52) 同条は、「保険契約者・被保険者に対して訴訟する保険者は、訴訟を提起したときに保険契約者・被保険者が認識していたすべての抗弁を放棄するものとみなされる」と定める。訳文は、基本的には、笹本 [2006] II-17に依ったが、修正を加えている。先行訳例は、「tout les exceptions」を「すべての免責事由」としていたが、免責事由と訳すと、除外や失権のような印象を与えるので、筆者は、「抗弁」と訳した方が妥当であると考えた (訳例として、中村ほか [2012] 191頁)。LAMBERT-FAIVRE et LEVENEUR [2017] n° 744,p.533は、「抗弁 (exceptions)」という用語は、保険法上、補償をしないため、または、補償を限定するために、保険者が援用するすべての主張を意味するとしている。
- (53) Cass.1^{re} civ.,12 mars 1985, RGAT 1985,p.538,note CHAPUISAT (F.).Chapuisat は、本判決の解説において、放棄は明白な意思を示す事実からのみ推論されるところ、本件のように保険者が明白に権利を留保した場合というのは、これに当たらないとしている (Ibid.)。
- (54) Cass.1^{re} civ.,17 juillet 2001, RGDA 2001,p.954,note MAYAUX (L.).Mayaux は、その解説において、「解約することは、取消 (l'annulation) 主張を放棄することを意味しない。なぜなら、取消しは、解約前期間については利益を示し続けるからである」と述べる (Cass.1^{re} civ.,17 juillet 2001, RGDA 2001,p.956,note MAYAUX (L.))。
- (55) LAMBERT-FAIVRE et LEVENEUR [2017] n° 1031,p.786. この点については、すでに山野 [2007] 140頁が紹介している。なお、LAMBERT-FAIVRE et LEVENEUR [2017] n° 392,p.301は、不可争条項 (clause d'incontestabilité) と期限付不可争条項 (clause d'incontestabilité différée) と表現している。ところで、LAMBERT-FAIVRE et LEVENEUR [2017] n° 1031,p.786では、「アメリカの例に続いて」と述べられているから、仏米とは連続性がある議論なのかもしれない。仏米における告知義務違反の不可争条項については、例えば、小町谷 [1952] 378頁がある。
- (56) LAMBERT-FAIVRE et LEVENEUR [2017] n° 1031,p.787.

- (57) L.113-8条が「取消 (annulation)」と表現されることからすれば(注6参照)、李の整理だとイタリア法と同じ効果なのかもしれない。
- (58) 宮島 [2019] 745頁 [李]。
- (59) 宮島 [2019] 385頁 [岩井]。そこでは、保険法典 L.113-4条1項～3項が示されている。
- (60) 宮島 [2019] 751頁 [岩井]。そこでは、保険法典 L.113-4条6項が示されている。
- (61) 宮島 [2019] 955頁 [岩井]。そこでは、保険法典 L.113-4条6項が示されている。
- (62) L.113-4条の適用範囲については条文のとおりであるので、差し当たり検証から除外する。
- (63) 大森 [1941] 57頁は、この義務違反については規定がないが、告知義務違反の効果に関する21条・22条を適用して解決すべきであると学説判例は一致していると述べていた。
- (64) 竹瀆 [1987] 109頁。なお、竹瀆 [1987] は、その後、三宅 [2022] 140頁等において取り上げられている。
- (65) 大塚 [1990] 483頁以下。本稿との関係では、とりわけ、同485頁以下のフランス法制の概観を参照。
- (66) Loi n° 89-1014 du 31 décembre 1989.
- (67) 旧 L.113-4条は、被保険者の行為による危険増加(1項)とそれ以外の危険増加(2項)に区別して告知義務を定め、いずれの場合にも、保険者に解除権・新保険料提示権を認めていた(3項前段)。保険契約者が新保険料を承諾しない場合には、契約は解除され、1項の場合については保険者に損害賠償請求権が認められていた(3項後段)。最後に、保険者が危険増加を主張し得なくなる場合を規定している(4項)。当時の訳文として、大塚 [1990] 487頁を参照。
- (68) 訳文は、笹本 [2006] II -12頁に依った。
- (69) LAMBERT-FAIVRE et LEVENEUR [2017] n° 371,372 et 373,p.287 et 288.
- (70) LAMBERT-FAIVRE et LEVENEUR [2017] n° 371,p.287.
- (71) 訳文は、笹本 [2006] II -13頁に依った。
- (72) 訳文は、笹本 [2006] II -13頁に依った。
- (73) ABRAVANEL-JOLLY [2020] n° 118,p.119.
- (74) 訳文は、笹本 [2006] II -13頁に依った。
- (75) 故意でない危険増加通知義務違反の場合、それが保険事故発生前に証明された場合には、保険者は割増保険料による保険契約継続か解約かという選択肢が認められているが(L.113-9条2項)、これは、L.113-4条の結論と同じである。しかし、L.113-4条は、保険者への返答期間として30日あることと保険契約者の不対応・新保険料拒絶の場合の解約方法についての定

- めがある点で、微妙に異なっている (KULLMANN [2014] n° 1355,p.653)。
- (76) LAMBERT-FAIVRE et LEVENEUR [2017] n° 381,p.295,ABRAVANEL-JOLLY [2020] n° 326,p.130. 竹瀨 [1987] 108-109頁は、Picard et Besson と Lambert-Faivre を参照し、「制裁は、保険契約者が非難される故意の違反を犯した時から無効の効果が生じるにすぎない。その日までは契約は有効であり、その違反行為の時以後その効力を失う。保険者は悪意の加重不通知または虚偽通知の後の保険事故に対して支払われた保険金のみを返還請求の対象とすることができる。」とし、「契約の無効は保険契約者が不正行為をしたときから生じ、遡及効を持たないと解釈されている。この点は我が国の商法656条の危険増加失効規定の法律効果とほぼ同じである。」(同109頁) と述べる。
- (77) ABRAVANEL-JOLLY [2020] n° 328,p.132. 同書が脚注で参照を指示する LEDUC [2008] n° 787,p.457は、「無効 (nullité)」という用語はむしろ契約の遡及的消滅である解除 (résolution) を意味するが、危険増加の場面でそのように解し、以前に生じた保険事故についての給付の返還は求められる一方で、保険料は L.113-8条により保険者に帰属させるというのは、保険契約者に対して過度に厳しい制裁であるなどとして、文言に関わらず、解約 (résiliation) と解すべきとしている。
- (78) 訳文は、笹本 [2006] II -12頁に依った。なお、同訳では、L.113-2条4項であるが、LAMBERT-FAIVRE et LEVENEUR [2017] n° 386,p.298は、「*l'art.L.113-2,al.9*」としている。ただ、後者の数え方は、号も1段落と捉えて計算している点に注意を要する(段落を項・号という日本法に合わせたことによる一種の弊害であり、笹本 [2006] が間違っているわけではなく、仏語文献を読む際には、原語の法文の確認を行うべしという一つの教訓であるにすぎない。)
- (79) LAMBERT-FAIVRE et LEVENEUR [2017] n° 387,p.298.
- (80) LAMBERT-FAIVRE et LEVENEUR [2017] n° 388,p.299.
- (81) 笹本 [2006] II -83頁参照。この保険事故後の解約権が、2009年に新設された、非事業者または消費者に同一の権利を認めることなく、事業者による自由な裁量による契約解約権を認める条項を濫用的なものとみなす消費法典 R.132-1条 (8号) に抵触するののかという問題があるが、本稿では扱わない。この点に関する論文として、LEDOC [2010] がある。
- (82) ABRAVANEL-JOLLY [2020] n° 514,p.214.
- (83) Ibid.
- (84) ABRAVANEL-JOLLY [2020] n° 513,p.214.
- (85) Hamon 法に関しては、柴崎 [2017] 343頁がある。
- (86) 筆者の試訳である。原文の « doit être motivée » をここでは、「正当化しなければならない」ではなく「理由を提示しなければならない」にしている。筆者がこのような訳語を選択した理由を述べておくと、Laurent

Aynés が保険法の文脈ではないが、「motiver」と「justifier」は厳密には異なると述べていることに由来する (AYNÈS [2004] p.555)。曰く、行為とその原因の関係についての判断（法や正義等に適合するかどうかの判断）がなされるのが、justification であり、そのような判断は motivation ではなされず、単に決定の原因を伝える (communiquer) だけであるとされる (Ibid.)。もっとも、BEIGNIER et BEN HADJ YAHIA [2021] n° 316,p.302は、「justifier」という単語で言い換えており、「正当化義務」という訳語でもよいのかもしれない。この義務の使われ方によっては、一例えば、裁判所に解約権濫用と評価されないための理由提示、すなわち、解約の正当化であると捉えれば一、正当化義務という訳語の方が実態に合うようにも思われる。

なお、山野 [2015] 29頁は、「保険者の究極的な選択として、1年の契約期間満了時に不誠実な契約者との契約を解約する方法が考えられよう。ただし、保険法典 L.113-12-1条では、保険者による一方的な解約権の行使には然るべき理由が必要とされている」と述べる。何でもよいので解約理由を示せという条文ではないので、ここでいう「然るべき理由」というのは、筆者の理解と異ならないと思われる。

- (87) LAMBERT-FAIVRE et LEVENEUR [2017] n° 284,p.235は、この自然人は「厳格な意味での消費者」であるとしている。
- (88) LAMBERT-FAIVRE et LEVENEUR [2017] n° 284,p.235の指摘であるが、L.113-12-1条による解約理由提示が実際にどのように行われるのか、それが被保険者にとってどのように新契約探しの障害となるのかを調査しないと、この指摘内容を明瞭に理解することにはならないように思われる。
- (89) LEDUC [2014] n° 3,p.677.
- (90) 笹本 [2011] 170頁参照。
- (91) 以上のLeducの解釈論につき、LEDOC [2014] n° 3,p.677参照。
- (92) LEDUC [2014] n° 4,p.677.
- (93) LEDUC [2014] n° 4,p.678.
- (94) ABRAVANEL-JOLLY [2020] n° 511,p.214.
- (95) 山下 [2022] 445頁以下を参照。萩本 [2009] 91頁は、「保険法は、引受範囲外の危険増加の場合に保険者の解除に制限を設けていないのみであって、保険者にこのような場合における法定の解除権を付与しているわけではないので、保険者が引受範囲外の危険増加を理由に保険契約を解除するには、その旨を約款において規定しておく必要があります。また、その解除の効力は将来に向かってのみ生ずるので……、危険増加時以降に発生した保険事故等について保険者が免責されるためには、その旨の約款の規定が必要です」と述べる。
- (96) 日本法が保険者による解除権行使を制限するのは、「将来のリスクに備えて保険に加入した保険契約者の利益が、保険者の恣意的判断によって

奪われるのを防止するためであり、消費者たる保険契約者を保護しようとする保険法の基本姿勢を示す一例とってよい」(洲崎 [2009] 219頁) とされる。

- (97) もっとも、実務上の慣行をルール化(保険業法だろうか。)することに反対するわけではない。
- (98) 年次解約権という訳語は、柴崎 [2017] 345頁に依った。
- (99) 笹本 [2006] II -15頁に翻訳があるが、2017年と2019年に改正があり、読む際には注意を要する。
- (100) 山野 [2015] 29頁が指摘していることはこのことであろう。
- (101) 三宅 [2022] は、日本法の解釈論として、重大事由解除における解約要件と免責要件を分離する試みを行っている。同181頁は、「免責要件を厳格にする反面、解約要件はむしろ緩やかにしても差支えないのである」と述べるが、フランス法はまさにそのような制度設計になっているのではないかと思われる。

